

## 〔特集〕歴史的環境整備のあり方

# 文化財と地域環境整備のあり方

九州芸術工科大学助教授 岡 道也

## 1. 文化財保護をめぐる状況

わが国の貴重な歴史的文化遺産は、戦争や動乱による破壊、国外への流出、それに社会的無関心による放置などにより、幾度となく消滅の危機にさらされてきた。明治以降には保護・保全のための法・制度が段階的に整備されていくが、1950（昭和25）年にはそれまでの「国宝保存法」「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」「史蹟名勝天然記念物保存法」の三つの法律を統合した「文化財保護法」が制定され、「文化財」の保護に関する法・制度も一応の体系化をみる。

ところが1960年代に入ると、貴重な自然や歴史的文化遺産の破壊・消滅の危機は新しい局面を迎える。経済の高度成長と連動した急激な都市化の進展は、開発による大規模な環境変化を引き起こし、それに伴い自然や歴史的環境も極めて深刻な状況に直面する。ここに文化財の保護は、「開発と保存」という新たな枠組みの中で、厳しい対応が迫られることになった。

1960年代以降の急激で大規模な地域開発の波は、多くの文化財や歴史的環境の損傷、消失を招くが、やがて保護・保全に向けてのさまざまな取り組みも始まる。その流れは、まずは経済優先、開発至上主義への反省と抵抗に始まり、「開発と保全の調和」への模索が続く。それは歴史的環境の意味するところの根

本的な問い直しへと進み、更に地域開発に関連した各種事業の質的転換を求める方向へと展開してきている。

最近では、文化財の保護を含む歴史的環境の保全は、地域開発を進める上で重要な配慮事項であるとする考え方は、かなり重視されるようになってきた。もちろん文化財の取り扱いには慎重な対応が求められ、それなりの時間と金がかかる。そのため開発行為との間で、現実にはさまざまな摩擦も生じがちではあるが、大きな時代の流れとしては、文化財の保護や歴史的環境の保全・活用に関する社会的関心は大きな高まりをみせている。土地の利用計画や道路の形態やルートの決定に際しても、歴史的環境との調整が積極的に図られることも多い。また、遺跡の保存や史跡公園の整備、歴史的建造物や町並みの保存・修景など、具体的な歴史的環境整備の事例も、各地で多く見られるようになってきた。

## 2. 歴史的環境整備に対する新たな動き

ところで、最近の地域づくりに関連して、歴史的環境の捉え方に新しい傾向がみられるようになってきた。それは全体の地域環境整備の一環として、歴史的環境の保全にも十分配慮するという受け身的な対応というより、むしろ「歴史性」そのものを地域づくりの基本的なコンセプトとして位置づけようとする

試みである。

特に経済的、社会的活力の停滞、衰退が続いている地方中小都市において；興味深い動きがある。それらの地域では活性化のために積極的な取り組みが求められているが、今や打ち出すべき具体的な方策がなかなか見い出せない。従来であれば、例えば道路や交通体系の整備、農業の近代化、工場の誘致、商店街の振興、観光産業の展開等々、基盤整備や経済振興に関連して、それなりに分かりやすい「目玉」となる開発目標があった。しかし、地方中小都市の停滞が多分に構造的な要因によることからいえば、一挙に事態を好転させるような「一発主義」の効果も、このところあまり期待できない社会情勢にある。

そこでもう一度自分たちの住むまちをゆっくり見直し、地域固有の環境がもつ価値を再発見し、それを手がかりに新しいまちづくりの方向を、より複合的に模索しようとする試みが注目される。地域活性化のための様々な経済振興策も、結局は活力ある確かな地域社会の存在が大前提であり、そのためには地域の歴史的形成過程の多角的な再検討が必要ではないかという認識の深まりによるものであろう。

鎮守の森や旧街道沿いの風情など、歴史との関係をもつ痕跡を繋ぎながら、魅力ある独自の風景づくりを試みたり、各種の民俗資料を持ち寄り、展示・公開を通して自らの文化を再確認し、また伝統芸能の復活や、それらの発表の場を歴史的環境の再生と連動させるなど、「歴史性」との関係づけを試みる多様な取り組みが活発になってきた。

このような動きには、地域独自の「歴史性」そのものに着目し、その文脈のなかで地域環

境整備の基本的な方向と枠組みを求めようとする意味合いが強い。従って、地元の人々にとっての歴史的環境への思い入れも多様な側面をもち、必ずしも「指定文化財」にこだわるものではない。保存にしても「文化財だから残す」のではなく、「地域に必要だから残す」といった発想の転換も生じつつある。今後、多様な歴史的環境を生かした地域づくりを進める際、文化財指定制度との関係をはじめ、これまでの保存の内容や方法など、新たな視点からの再検討が求められているようである。以下、いくつかの側面から、今後の検討課題について若干触れてみたい。

### 3. 文化財指定の功罪

歴史的文化遺産の保護にとって、「文化財に指定する」ことが極めて強い効力を発揮することはいうまでもない。そのことで、都市化の波に乗った経済至上主義の荒っぽい開発行為から、多くの貴重な歴史的環境を守ってきた。その実績に対しては高い評価がなされるべきであろう。しかし、この指定制度が、「総体としての歴史的環境」を保存する際には意外に非力であったり、時には消滅を促すという皮肉な結果を招くこともある。そのことが見過ごされてはなるまい。

例えば、しばしば指摘されることはあるが、伝統的な町並みでの調査が始まると、保存の対象になりそうな建物が、急に壊されるようなことがよくある。文化財への指定で様々な制約が加わり、実際に生活する人々にとっては、かえって不自由を強いられるということへの反発からくるものであろう。保存に向けての意義、目的、方法に関する関係者の合意形成が、極めて重要なことは論を待た

ないが、特に実際の生活がそこで行われるような場合、現実的な対応に柔軟性を欠くと、指定の動きがかえって文化財の消滅を促すような結果を招く危険性がある。

文化財への指定がもっと深刻な事態を招くこともある。指定の対象を設定する仕組みそのものに内在する問題なので、なかなか厄介な面がある。文化財の指定は「歴史上、芸術上、学術上価値が高いもの」が基本的な要件とされ、それぞれの対象物件には価値のランクづけがなされる。それは保存の優先度とも対応することになる。従って、そこで指定を受けた物件は確かに保護されるが、対象からはずされたもの、あるいは価値のランクづけが低い物件は、逆に破壊・消滅が加速されるという現象が起こる。

しかも、結果的に低いランクづけがなされると、それまでの地域社会での役割や、人々のささやかな思い入れを全く無視する形で、あたかも破壊の許可を得たかのごとく堂々と破壊されるという、極めて残酷で、陰湿な側面をもっているのである。

周辺の環境や諸々の物件が一体となって、初めてその本来の価値が發揮できるような場合も少なくない。文化財的価値が低いということで、それぞれの「付属物」を取り除くことになれば、全体としては極めて奇妙な残骸が残る恐れがある。つまり「歴史上、芸術上、学術上価値が高いもの」という文化財の価値のランクづけと選別は、ある意味では破壊・消滅の「免罪符」を与えることにつながり、総体として優れた環境の保存にとっては否定的な方向に作用することがある。この点、大いに注意を要する。

勿論、このような欠陥を補い、是正しよう

とする努力も続けられてはいる。群としての価値を重視した保全の方法として、1975（昭和50）年の文化財保護法の一部改正に伴う「伝統的建造物群保存地区」の指定制度などは画期的なことであるし、わが国の近代化に貢献した土木的工作物なども、「近代化遺産」として文化財指定の対象に含めるなど、徐々に指定の対象枠を広げる方向にある。

また地域主導の文化財の保全事業に対する地方財政支援措置としての「地域文化財保全事業」の実施や、これまでの国指定の重要な文化財のみに適用されていた建築基準法の適用除外が、県や市町村指定の文化財にまで広げられ、さらに景観条例など文化財保護法に基づかない条例についても同様の扱いが可能となるなど、総体としての歴史的環境の保全に向けての取り組みには、このところ大きな前進がみられる。今後の意欲的な展開が期待される。

#### 4. 地域環境での共存の論理の再考

面としての保存を対象にした地域指定にも、様々な面からの再検討が求められている。

文化財保護の立場からいえば、特定の領域を設定し、そこでの無計画な開発や著しい現状変更に対して、何らかの制限を加えるといった地域指定の方法は、保存の完全性においても、また環境との総合性を獲得するうえでも望ましい方向である。そして開発と保存との厳しいせめぎ合いの中で、この面的対応が特に重視されたのもそれなりに理由がある。

「開発と保存の調和」という表現には、実は様々な思いが含まれている。本来の趣旨からいえば、「開発と保存」はお互いに対立するものとしてではなく、両者の調和と平和共存

は可能であり、積極的にその方向を探り出すべきだとする主張があった。しかし、大規模な開発が進む状況の下では、保存の理念は開発の理念のなかに包含され、保護・保全すべき対象の価値は、開発計画の目的のなかに一方的に押し込められる傾向が強くなる。それは保存の側からいえば調和ではなく、不当な妥協（屈服）を強いられることを意味する。

となれば、力の上で圧倒的優位にたつ開発行為から文化財を守るには、「保存地域の指定」によってまずは外圧を防御し、それを前提に内部の論理で環境を整える方法が、好むと好まざるにかかわらず、追い込まれた手段として選択せざるを得ない。

このいわば「囲い込み方式」ともいえる方法は、内部の環境を特定の価値体系を軸に整備目標を組み立て、その目的に沿って機能を純化させ、特徴ある世界を実現させる上で有効である。例えば遺跡の保存や、それをもとにした史跡公園の整備などでは、その効果は大きいに期待できよう。

問題は、これからもこの「囲い込み方式」が、広範囲な自然や歴史的遺産の保護・保全の手法として、現実的にどこまで対応できるかである。

伝統的な町並み保存のように、現代生活との共存を原則とする地域指定などでは、合意形成に大きな困難が伴うのが常である。また、先に触れたように、地方中小都市においては、開発の脅威と共に、経済的、社会的停滞、衰退が文化財の破壊・消滅につながる事態も生じつつある。そのようなケースでは、「囲い込み方式」は、下手すると地域に一種の「空白地帯」をつくりかねない。大規模リゾート開発が、地域社会との関係を無視する形での「囲

い込み方式」を、露骨に展開する傾向が強いことへの批判は多いが、歴史的環境整備においても外界との交渉を拒み、内部での極端な機能純化に固執するのであれば、似たような状況も起こりかねない。

保存地域の指定と囲い込みに関して、非常に不快感を覚えたことがある。歴史的地域の指定にあたり、その内部にある各種施設を、ともかくもすべて域外に追い出せという。たとえそれが望ましい方向であるとしても、それをいかなる手続きで、いかなる段階を経て実施するか。またそれを機会に、新たな地域環境の構築へ向けてどのようにむすびつけていくか。それらを総合的に、かつ多角的に検討することが、すべての出発点に置かれるべきである。

そのような事にほとんど関心を示さないで、単に「我が城を守る」というだけの発想であれば、開発と保存の極めて次元の低い縛り争いに終始することになる。開発で痛めつけられてきた保存側にとって、それは巻き返しのチャンスであり、復讐の意味が含まれていたのかも知れない。が、それではあまりに悲しい。

もともと狭い国土で、しかも人間居住に適した土地はさらに限られるわが国では、時間軸でも空間軸でも重層的な土地利用が求められる宿命を背負っている。歴史的環境と現代の都市活動とは、至るところで厳しい競合関係におかれれる。それは単に目先の利益を追うような経済活動だけでなく、行政施設や医療施設、各種の福祉、文化施設など、人々の文化・福祉の充実のための整備事業ともぶつかり合うことが少なくない。現に地方都市などでは、役所や文化センターの建設が地域固有

の歴史的環境破壊につながっている例は少な  
くない。

まちづくりにおいて、総合的、立体的な都  
市計画が求められるなか、歴史的環境保全の  
みが、いかなる場合も単純な平面的ゾーニン  
グによる「囲い込み方式」で対応すべきであ  
るかどうか、疑問が残る。「共存」は、開発に  
対する服従への逆戻りとなる危険性もあるが、  
それとは異なる次元で、やはり再考を要する  
課題であろう。

## 5. 保存・活用の基本的立場

歴史的環境の保全・活用に関して、具体的  
な整備内容や方法についても重要な検討課題  
として残っている。

対象となる歴史的遺産から、多様な歴史的  
情報をいかに読み取ろうとするか。それが保  
存の基本的立場と具体的な整備内容を決める  
条件となる。

学術的に貴重な研究資料のように、取り扱  
いに適切さを欠くと、取り返しがつかない結  
果を招くことがある。そのような場合は、當  
然のことながら慎重な対応が求められ、保存  
が最優先されるケースも多い。しかし一方で  
は、基礎的な調査の実施や保全のための十分  
な整備を前提にするのであれば、歴史的遺産  
は可能な限り広く開放され、一般の人にも様々  
な形で接触できる機会が提供されることも強  
く望まれる。「保存」と共に「活用」の問題も  
決して軽視されるべきではない。

文化財の対象が拡大されつつあることや、  
必ずしも指定文化財に限らず、より広い意味  
での歴史的文化遺産の保存と活用への関心が  
高まっている昨今の状況からいえば、今後、  
積極的に活用しながら保存するための確かな

方法論の展開と、それと連携した具体的デザ  
インの質的向上が厳しく問われてくることにな  
らう。

歴史的遺産を継承するにあたっては、様々な立場、考え方があることに注目しておきたい。保存・活用の基本を、人類の知的遺産として冷静な対応を基礎に、歴史的、学術的世界を重視する博物館的保存に置く立場もあるし、それとは異なり、歴史的遺産に対しては、観る人がそれぞれに自由なイメージを描くことを期待し、感性の世界を通して、より重要な意味を読みとろうとする立場もある。

また、保存・継承すべきは、「もの」なのか、物事の仕組みとしての「関係」なのかといった問題もある。伝統的町並み保存などでは、沿道の景観は保ちながら、内部は現実的な生活様式に応じて変更してよいとする「ファサード保存」の方法を採用することがしばしばある。しかし欧米での事例はさておき、日本の家屋の場合は、建物の前面の形態や表情より、むしろ建物の軸組構造など、空間の組み立て方の原理こそ、継承すべき歴史遺産ではないかとする考え方もある。それは都市レベルにおいても同様で、歴史的街区での町割りのように、市街地空間の基礎的モジュールの存在や、個と全体の関係あるいは住居の単位と集合の形態といった、秩序化のための空間的、社会的仕組みに注目すべき内容があるとする見方もある。これなどは、保存・活用の面では別の視点が必要になってくる。

いかなる方法がより望ましいかの判断は、時と場合によって異なるし、実はあまり重要な問題ではない。今求められている大切なことは、保存・活用の方法の多様性であり、整備内容の質の問題のように思われる。

なお、整備内容の質の問題でいえば、「らしさ」にこだわる「嫌らしさ」についても若干触れておく必要があろう。歴史的環境保全においてしばしばみられる「らしさ」へのこだわりは、時として陳腐で奇妙な情景をつくり出すことがあり、注意を要する。

例えば史跡公園の整備などでは、サービス施設や案内機能の充実など、ハード、ソフト両面からの支援体制が不可欠である。その際、整備すべき周辺環境との調和を考えることは重要であるが、それが極めて短絡的に、特定の時代的状況に合わせた「らしさ」の演出につながると困る。施設の形態や案内人の服装など、いかにもそれらしく見せるという発想の貧困さやデザインの未熟さに、うんざりすることが少なくない。伝統的町並み保存に際しても、新しく修復する建物が周辺の建物にやたらと媚びたような、それでいて本物とは程遠い、奇妙な状況を生み出すことがある。このような「似て非なるもの」の乱発は醜態以外の何ものでもない。

新しく追加する施設などにおいては、むしろ現代の素材、構造・構法、意匠・デザインで正々堂々と勝負し、そこに高い次元でのデザインの共存が求められる方向が、一方では積極的に検討され採用されるべきであろう。パリのルーブル博物館の中庭に新しく増築された、ピラミッド状の形態をもつガラス張りの案内施設などはその一例といえよう。

歴史的環境の実践的な活用の面でも同様のことがいえる。いつも時代的状況との整合性のみにこだわるのではなく、例えば、吉野ヶ里遺跡や太宰府政庁跡でのコンサートやモダンバレエの実演など、古代遺跡と現代芸術との共存に対する大胆な試みを期待したいもの

である。常識では考えられない異質なもののがぶつかり合いの中で、かえってそれらのもつ潜在的価値を発見するかもしれない。歴史的環境の保全・活用においては、そのような現代における創造の行為を通して、過去と現在を結ぶ未知の連絡路を探り、主体的なかかわりのなかで多面的な価値を発見する、そのような可能性を残しておくべきではないかと思われる。

#### 6. 改めて環境の「歴史性」を問う

文化財と地域環境整備の関係を考える鍵は、結局は「なぜ残すのか」「何を残すのか」「どのように残すのか」を、現代的状況のなかで改めて統一的に問い合わせることであろう。そのためには、これまでの文化財保護の制度、事業の実績を十分に踏まえながらも、その枠組みの拡大・再編成が必要になってきているといえる。特に「歴史上、芸術上、学術上価値が高いもの」を基礎とした「選別」の方式によるとき、対象からはずされる数多くの歴史的環境に対し、その価値と保存を保証する思想と論理の構築が強く求められている。

保存される文化の多様性が問題になり、また限られた環境資源として「歴史的遺産と自然遺産との一体性を問題とする視点が、保存の価値観の変革を求めていた」といった指摘<sup>(\*)1</sup>や、「文化の保存・継承が主張される根拠は、それらの本質としての歴史性にある」とした上で、歴史的形成体である自然や環境そして文化は「特定の価値観だけで抹消したり変質させるなどの操作の対象とすべきではない」とする主張<sup>(\*)2</sup>に、新たな思想的根拠を探りたいものである。

また、「誰が、誰のために残すのか」という

保存の主体の問題に關しても、さらに突っ込んだ議論が必要といえる。文化財指定は価値の認定と同時に、保存のための技術的、制度的保証が約束される。保存の公的保証は保存事業の確実性を強化する一方、事業そのものが特定の専門家にまかされ、地元生活者の関心と主体的参加への意欲を薄める危険性もはらんでいる。この関係をいかに乗り越えるかは大きな課題といえる。そして、それは市民社会の成熟度とも深くかかわっているといえよう。

(\* 1) 「モニュメント保存の方法はどこまで有効か」 稲垣栄三 『建築雑誌』1991. 12

(\* 2) 「環境の歴史性」 大谷幸夫 『大谷幸夫建築・都市論集』1986.1

#### 著者略歴

氏名：Michiya Oka

学歴：昭和40年3月 九州大学工学部建築学科卒業

昭和45年3月 九州大学大学院工学研究科博士課程単位修得後退学

職歴：昭和45年4月 九州芸術工科大学環境設計学科助手

昭和51年9月 九州芸術工科大学環境設計学科講師

昭和61年4月 九州芸術工科大学環境設計学科助教授

※昭和53年3月～昭和54年3月 メキシコ国立自治大学滞在（文部省在外研究員）

著書：(著書)「九州の顔・天神」(共著)

「天神ルネッサンス」(共著) な

ど

(設計)「長崎市営住宅日見団地」

「福岡市大橋ショッピングモール」など。

委員：福岡市都市景観審議会

福岡市屋外広告物審議会

福岡市都市景観賞審査委員会

福岡市都市景観アドバイザー

北九州市街並みデザイン委員会

北九州市景観アドバイザー

久留米市伝統的町並み保存審議会

久留米市建築審査会

太宰府市環境審議会

福岡商工会議所商業振興協議会

福岡県建築住宅文化賞選考委員会

福岡県まちづくりアドバイザー

長崎市都市景観審議会

長崎県街並み景観アドバイザー

その他